(案)

４産技専管品第２３５号

令和1年1月1日

**東京都公立大学法人資産使用許可書**

　東京都品川区東大井一丁目11－７

　アイビハイツ南品川管理組合

　 　 理事長　　●●　●● 様

令和４年５月１７日付で申請のありました東京都公立大学法人資産の使用については、下記のとおり、許可します。

　なお、新型コロナウイルス感染症拡大により許可を取り消す場合がります。

東京都公立大学法人

理事長　　山本　良一

（使用資産の表示）

第１　　使用を許可する資産（以下「使用資産」という）は次のとおりとする。

　　　　名　　称　　東京都立産業技術高等専門学校高専品川キャンパス

　　　　　　　　　　及び東京都立産業技術大学院大学品川シーサイドキャンパス

　　　　所　　在　　東京都品川区東大井１丁目１０番４０号

　　　　種　　類　　建物（会議室部分）

　　　　種　　目　　事務所建

　　　　使用面積　　１８６．２０㎡

　　　　使用部分　　中央棟４階合同講義室（４３３室）

（使用期間）

第２　　使用期間は、令和４年５月２８日（土）１０時から１２時までとする。

（使用料）

第３　　使用料は、金５，５０１円とし、東京都公立大学法人の発行する振込依頼書により、その指定する納付期限までに納入しなければならない。

　　２　使用料を納付期限までに納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額（百円未満の端数があるときはその端数を切りすてる）につき年１４.６%（督促状の指定する期間までの日数については年７.３％）の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

　　３　当分の間、前項に規定する延滞金年７.３％の割合は、同項の規定にかかわらず、特

例基準割合（前年の１１月３０日を経過するときにおける日本銀行法（平成９年法律

第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年

４%の割合を加算した割合）が、年７.３％に満たない場合は、その年中においては、当

該特例基準割合（当該割合に０.１％未満の端数があるときは、これを切り捨てる）と

する。この場合に於ける延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額

に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

　　４　既納の使用料は還付しない。

（使用の目的）

第４　　使用者は、使用財産を次に指定する目的により使用しなければならない。

　　　　使用目的　「管理組合臨時総会」会場として、使用する。

（使用上の制限）

第５　　使用者は、使用財産について、形質の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ

書面による承認を受けたときは、この限りでない。

　　２　使用者は、使用資産を第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消又は変更）

第６　　次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変

　　　更することがある。

　　(1) 使用資産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

　　(2) 許可条件に違反したとき。

（原状回復）

第７　　使用者は、使用期間が満了したとき、又は第６の規定により使用許可を取り消され

たときは、直ちに使用資産を原状に回復して返還しなければならない。この場合使用者

は、一切の補償を請求することができない。

（善管注意義務）

第８　使用者は、善良なる管理者の注意義務をもって、使用しなければならない。

（損害賠償）

第９　　使用者は、その責に帰する理由により使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又は

　　　毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

　　２　前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため東京都公立大学法人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（光熱水費等の負担）

第１０　使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な

経費を負担しなければならない。

（有益権等の請求権の放棄）

第１１　使用者は、使用資産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

（実地検査等）

第１２　東京都公立大学法人において必要があるときは、使用資産について随時実地検査をし、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。